

平成20年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年2月29日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 同意第 2号 那須塩原市教育委員会委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 同意第 3号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 7 報告第 2号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 8 報告第 3号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 9 報告第 4号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第10 報告第 5号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度那須塩原市一般会計補正予算
(第5号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第 1号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第 2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第 3号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算(第2号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第 4号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)

- (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第16 議案第5号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第17 議案第6号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第18 議案第7号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 議案第8号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第20 議案第9号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第4号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第21 議案第44号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第22 議案第23号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第23 議案第24号 那須塩原市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第24 議案第25号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の制定について
(提案説明)
- 日程第25 議案第26号 那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について
(提案説明)
- 日程第26 議案第27号 那須塩原市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について
(提案説明)
- 日程第27 議案第28号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第28 議案第29号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第29 議案第30号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
(提案説明)
- 日程第30 議案第31号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第31 議案第32号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
(提案説明)

- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 3 6 号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 3 7 号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 3 8 号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 那須塩原市有墓地条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 0 議案第 4 1 号 那須塩原市農業委員会の農地部会等の委員の定数に関する条例の廃止について
(提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 2 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度那須塩原市老人保健特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 4 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 5 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 6 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 7 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 8 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 9 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 0 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 1 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 2 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算

(提案説明)

日程第 5 3 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度那須塩原市水道事業会計予算

(提案説明)

日程第 5 4 議案第 4 2 号 訴えの提起について

(提案説明)

日程第 5 5 議案第 4 3 号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入について

(提案説明)

日程第 5 6 議案第 4 5 号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(提案説明)

日程第 5 7 議案第 4 6 号 市道路線の認定について

(提案説明)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	田代哲夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	塩谷章雄君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	二ノ宮栄治君
農務課長	臼井郁男君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	菊地一男君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	折	井	章	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 西那須野 支所長	織	田	哲	徳	君
農業委員会 事務局長	枝		幸	夫	君	八	木	源	一	君
塩原支所長	櫻	岡	定	男	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千	本	木	武	則	議事課長	深	堀		博
議事調査係長	斎	藤	兼	次		議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	高	塩	浩	幸		議事調査係	佐	藤	吉	将

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（植木弘行君） 平成20年第1回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として55件の議案が提出されることになっております。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、議会運営につきまして特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから平成20年第1回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。



◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（植木弘行君） 日程第1、会議録署名議員について。

会議録署名議員に

31番 松原 勇 君

32番 室井 俊吾 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年第1回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

平成20年度の当初予算を提案いたします議会の開会でありますので、この機会に那須塩原市長として就任4年目の市政運営について所信を申し上げますとともに、平成20年度予算編成の方針について申し述べ、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

日本経済は、年明け早々、米国のサブプライム問題に端を発した世界同時株安など金融市場の動揺や、改正建築基準法施行の対応のおくれから、住宅投資や設備投資に大きな影響が出ております。加えまして、原油価格の高騰により、企業活動ばかりでなく国民生活にも影響が出ており、先行き不透明感が増しております。

また、社会全体としては、高齢化と人口減少が同時進行する中で、環境問題を初め年金や教育、さらには食品の安全など、さまざまな分野の問題が数多くあらわれ、社会不安感が広がっております。

一方、地方財政を取り巻く環境も年々厳しくなっており、引き続き大幅な財源不足が生じております。このため、簡素で効率的な行財政システムの構築やさらなる行財政改革を推進し、事務事業の選択と集中が求められていると考えております。

したがって、さきに申し述べました現状を踏まえまして、子どもから高齢者まで市民だれも

が安全で安心して暮らせるまちづくりに、市民の皆さんと協働で取り組んでまいります。

平成19年4月、第2期地方分権改革とも言うべき地方分権改革推進法が施行され、あるべき地方自治体の枠組みの確立と地方の裁量の拡大が推進されるものと考えておりますが、同時に、自治体自身の自己決定・自己責任がさらに問われてくることは必至であります。

このような状況のもと、住民サービスの水準を維持しつつ、トータルコストを下げ、実効ある予算として住民の皆さんに還元していくことが重要と考えております。

そのためにも、不断の改革に努めながら行政を進めることが、最終的には市民の皆さんの幸せに結びつくものだということを肝に銘じ、職員ともども、市民のために全力を傾注してまいり所存であります。

任期の仕上げの年でもありますが、4年目の市政運営に当たっても、絶えず市民の目線に立ち、公正公平を旨とし、常に市民の声に耳を傾け、市政運営を行ってまいります。

したがって、今回の組織機構の見直しに当たっても、できる限り市民の皆さんの目線に立った利用しやすい市役所を目指し、新たに「市民協働推進課」、「子ども課」などを設置したところです。

次に、市政運営の基本施策の考え方は、「第1次那須塩原市総合計画」の大きな7つの基本政策のもと、38の各部門における各種計画や施策としております。総合計画を策定して2年目となりますが、本市の将来像である「人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原」を実現するため、市政運営の指針として着実に実施してまいります。

次に、20年度の基本政策に係る主要事業について申し述べます。

まず、「自然と共生するまちづくり」の事業として、平成21年度稼働を目指す那須地区広域行政事務組合施工の第二期ごみ処理施設整備に対し建設費を負担していくほか、ごみ処理施設建設に伴う周辺整備事業として、ごみ処理施設給水用配水管布設や湯宮鳴内地内の配水管布設工事を実施します。

また、産業廃棄物処理施設についても、引き続き国・県に対し立地規制の強化を働きかけるとともに、市民や専門家の協力を得て、規制し得る方策等を検討していきます。

ごみ減量化対策事業では、ごみ分別方法など新たなルールを確立し、市民への周知活動に入っていきます。

さらに、環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

市民の墓地需要にこたえ、赤田霊園第2期整備事業で造成した区画を供用開始いたします。

次に、「快適で潤いのあるまちづくり」の事業として、消防コミュニティセンター整備事業では、塩原地区で消防詰所の整備をするほか、消防自動車整備事業では、順次、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ積載車の更新を進めていきます。

また、地域バス運行事業では、生活バス路線として「ゆーバス」の運行を推進し、高齢者、通学者等の移動の負担を軽減いたします。

防犯・暴力追放対策事業では、「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、市、市民及び事業者の協働のもとに、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

水道事業では、有収率を高め安定供給を図るため、老朽管更新工事として石綿セメント管や鋳鉄管の更新を進めていくほか、危機管理対策事業として、水質検査の強化を図るとともに、水質監視システムの整備を進めます。

また、拡張事業として、未給水地区の解消を図るため配水施設整備事業を実施していくとともに、出水不良地域を解消するため配水管整備事業を実施いたします。

さらに、千本松浄水場に配水量の時間変動や非常時の給水に対応できる3,000m³級の配水池を築造するため、実施設計に着手いたします。

「健やかに安心して暮らせるまちづくり」事業として、障害者自立支援法事業では、地域生活支援事業の一層の充実を図るほか、障害者福祉サービス事業として、本庁・西那須野庁舎にオストメイト対応トイレ設備の整備を行います。

保育園運営事業では、安全対策として黒磯及び塩原地区の全保育園に110番通報装置を設置いたします。これにより、市内全保育園に通報装置が整備されることとなります。

また、保健・医療の充実では、黒磯那須休日等急患診療所の開設日をふやし、夜間における内科、小児科の初期診療を充実するほか、予防接種事業では、麻しん排除5カ年計画に基づき、定期の予防接種を実施いたします。

国民健康保険事業では、40歳以上75歳未満の被保険者に対する特定健康診査等を行い、内臓脂肪症候群のリスク保持者の指導を実施いたします。

さらに、介護保険運営事業では、第4期介護保険事業計画の策定に当たるほか、介護予防特定高齢者施策事業として、国民健康保険の特定健康診査の実施にあわせ、生活機能評価を行います。

次に、「安全で便利なまちづくり」事業として、防災対策推進事業では、平成10年8月末の災害発生から10年が経過しようとする中、風水害に対処すべく市民参加型の防災訓練を実施いたします。

那須塩原駅北土地区画整理事業では、20年度末で78.1%の事業進捗率を目指し整備を実施していくほか、(仮称)黒磯インター整備関連事業では

21年3月にインターチェンジの供用開始が予定されておりますので、周辺地域の活性化と東北自動車道の利便性向上のため、周辺の生活道路及び排水路等7路線を整備いたします。

また、地方道路整備臨時交付金事業では、道路整備基本計画に基づく幹線道路の新設改良として5路線を実施していくほか、道整備交付金事業では、黒磯地区2路線、西那須野地区3路線、塩原地区1路線の道路新設改良や舗装修繕工事を行います。

さらに、外環状線としての3・4・1本郷通り道路改良事業では、JRアンダー工事62.2mを進めるとともに、既設部の交差点改良工事などを行い、外環状線の整備を促進していきます。

下水道事業では、市街地の生活環境の向上と公共水域の水質保全を図るため、汚水枝線管渠の整備を進めていきます。

また、西那須野地区で都市型水害を防止するため、下水道事業による雨水管渠布設工事や河川事業による百村川、蕪中川の雨水準幹線整備を実施いたします。

さらに、農業集落排水事業でも、国道400号バイパス整備に伴い管布設替え工事を実施いたします。

次に、「活力を創出するまちづくり」の事業につきましては、農地対策では、農地・水・環境保全向上対策事業で、農業者と非農業者が協働で行う農村環境保全活動や環境にやさしい先進的営農活動に対し支援を行っていきます。

農村振興総合整備事業では、県営事業として農道・用排水施設及び防火水槽などを整備するほか、県営事業で整備した水路についても、安全確保のため蓋かけを実施します。また、むらづくり交付金事業でも、鍋掛地区の農道・用排水路の工事を行います。

このほか、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で、三本木佐野地区の農業用排水路（2路線）の整備のための測量設計に入ります。

観光施設整備事業では、ビジターセンター隣接地に遊歩道やあずまやを整備するほか、塩原地区まちづくり交付金として（仮称）門前交流広場内の観光交流施設の内装整備や市道畑下線のカラー舗装などを実施します。

また、中心市街地活性化事業でも、市街地再開発事業として、西那須野地区の中心市街地に新たな商業拠点地区を整備するため、建物の除去費及び建築物整備の支援を行うほか、「街なか駐車場」用地を取得します。

さらに、西那須野地区まちづくり交付金事業として、駅西口広場を初め、中央通りなどの整備工事に着手をいたします。

「豊かな心と文化を育むまちづくり」の事業といたしましては、19年度、20年度の継続事業として実施をしている（仮称）三島学校給食共同調理場整備事業では、本体工事、外構工事、厨房機器等の整備を完了し、業務を開始いたします。

また、小中学校教育推進事業では、中学校区を単位とした小中学校の連携により、義務教育9年間を見通した人づくり教育が推進できるように、職員の交流や児童生徒の交流による活動等を拡充してまいります。

小中学校管理備品整備事業では、教職員全員にパソコンを順次配置し、連携強化のため、学校間のネットワークを構築いたします。

小学校保健事業では、中学1年生で実施していた小児生活習慣病検診を小学校段階でも1回行うこととしたほか、学校生活の万一の事態に備え、自動体外式除細動器（AED）を小中学校に順次設置いたします。

さらに、（仮称）教育体験研修センター整備事

業では、上塩原小跡地を不登校児童生徒の自立支援施設として改修し、プレ開設を実施いたします。

このほか、黒磯文化会館修繕事業では耐震診断を実施し、那珂川河畔運動公園管理運営事業ではプール改修工事の設計に着手いたします。また、旧仙台育英学園那須研修センターのサッカー場整備の設計に着手いたします。

次に、「創意と協働によるまちづくり」といたしまして、行政評価システム推進事業では、総合計画の施策体系に基づく施策、事務事業を振り返り、成果重視のシステムを構築いたします。また、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の段階的な構築を進めます。

さらに、文書管理においては、全庁的にファイリング方式を導入し、文書量の削減、文書情報活用及び文書開示業務の効率化を図っていきます。

情報系システム管理費では、スポーツ施設などインターネット上から予約できるオンライン受付を開始し、市民サービスの向上に努めていきます。

そのほか、市民と行政の協働のまちづくりのため、車座談議開催事業として、地域の組織運営や地域が行う事業の支援をいたします。また、自主財源の確保を図るため、市の資産を広告媒体として活用する有料広告事業に着手するほか、首都圏収税嘱託員の配置、市税等のコンビニ収納も引き続き実施をしていきます。

続きまして、平成20年度の予算編成に当たりましての基本的な考えを申し上げます。

平成20年度の予算編成に当たっては、まちづくりの指針である総合計画を軌道に乗せ、部門計画に掲げた事業を着実に実施していくとともに、市政を取り巻く環境の変化や市民ニーズに迅速、的確に対応していかなければなりません。

このため、市民の要望や実施熟度を見きわめながら、事業の選択と集中に徹した財源配分の効率

化、重点化を進める必要があります。

平成20年度は、(仮称)黒磯インター整備関連事業や市街地再開発事業などのプロジェクトが完了するほか、大規模アウトレットモールが(仮称)黒磯インター付近に進出するなど、今後の那須塩原市の「飛躍」に向けた年となります。

また、継続事業の中でも、市の代表プロジェクトである第二期ごみ処理施設整備事業、3・4・1本郷通り道路改良事業、西那須野地区まちづくり交付金事業等が総仕上げの段階へと入っていく年でもあります。

このことから、那須塩原市の飛躍に向け、しっかりと事業を「選択」し、必要などころには「集中的」に投資を行うことで、事業の早期完了を図るとともに、市民満足度の向上に寄与することを目指して予算編成を行うものといたしました。

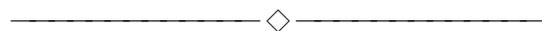
最後に、今回の市議会定例会に提案をいたします議案について申し上げます。

今回ご提案を申し上げます議案は、人権擁護委員の候補者の選任、教育委員会の委員の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件3件のほか、平成19年度の補正予算案件9件、平成20年度の当初予算案件が13件、条例の制定及び一部改正等の案件が合わせて19件、一部事務組合の規約変更などの協議に関する案件が2件、その他の案件が3件、専決処分の承認を求める案件が1件、専決処分の報告案件が5件で、合計55件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(植木弘行君) 市長のあいさつが終わりま

した。



◎会期の決定

○議長(植木弘行君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、20番、水戸滋君。

[議会運営委員長 水戸 滋君登壇]

○議会運営委員長(水戸 滋君) おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

第1回本議会定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る2月22日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日2月29日より3月21日までの22日間といたします。会期内の日程の調整については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される議案は、市長提出議案として、人事案件3件、当初予算案13件、補正予算案9件、条例案19件、その他の案件6件、報告5件の計55件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第1号から同意第3号の人事案件及び議案第1号から議案第9号までの補正予算案件、並びに議案第44号、承認第1号の合わせて14件については、即決扱いといたします。

即決案件14件と報告5件を除く36件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加案件としては、車両の物損事故の示談が成立した際には、損害賠償の額の決定と和解について報告案件が予定されます。その取り扱いについては、即決扱いといたします。

次に、議員提出案件について申し上げます。

本定例会に追加議案として提出が予定されている案件は、条例改正案件2件であります。その取り扱いについては、最終日即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき、先例のとおり取り扱うこととし、賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数に制限はなく、質問1回目に、通告したすべての項目を行うことといたします。また、質問時間は50分以内とし、残りの時間については、通告した所属議員による関連質問が行えることといたします。

質問通告は5会派であり、日程上、3月3日に2会派、4日に3会派といたします。

市政一般質問は、先例のとおり、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に、通告したすべての項目を行うことといたします。

質問通告者は13名であり、日程上、3月6日に5名、7日に4名、11日に4名の3日間といたします。

次に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した請願が1件と、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらの詳細につきましては、配付された請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日から3月21日までの22日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

—————◇—————

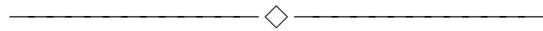
○議長（植木弘行君） お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議ありませんので、本定

例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。



◎同意第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及向上を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

市内の人権擁護委員13名のうち1名が、昨年12月31日、急逝されましたことに伴いまして、委員1名を新たに推薦するものであります。

今回推薦いたします清水儀夫氏は、教職員を長く務められ、その間、西那須野町議会の教育委員会へも勤務され、平成15年3月31日に西那須野中学校長を最後に退職された方でありまして、知識が豊富で人望が厚く、人権擁護委員としてふさわしい方でありまして。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第4、同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第2号 那須塩原市教育委員会委員の任命について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2ページとなります。

本案は、教育委員会委員であります平山江佐夫

委員が3月23日をもって任期満了となることに伴い、平山氏を引き続き教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものです。

今日の教育行政は、いじめ、自殺、不登校、学力向上対策など多くの課題を抱え、また、心の教育の推進に当たっても、学校、家庭、地域が一体となって推進していくことが求められております。

平山氏は、17年半の間、教育委員及び教育委員長としての重責を果たされ、現在もなお教育振興のため誠心誠意ご尽力をいただいております、教育委員として引き続き教育行政を担っていただくにふさわしい方と考え、ご提案を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎同意第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第5、同意第3号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第3号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料3から5ページとなります。

本市の固定資産評価審査委員会の委員につきましては、現在3名の委員が選任されておりますが、本年3月13日をもって任期満了となります。これに伴いまして、現委員であります小川親男氏、郡司啓一郎氏を再任し、任期満了をもって退任いたします小宮英一氏の後任として肥塚澄江氏を新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川親男氏、郡司啓一郎氏は、知識、経験とも豊富で人望も厚く、また肥塚澄江氏は、三区町にお住まいで、栃木県職員として42年間勤務され、現在、本市の水道事業審議会委員及び少年指導員としてご尽力をいただいております、知識が豊富で人望が厚く、いずれの方も固定資産評価審査委員会委員としてふさわしい方です。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、説明いたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終
結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号については、原案のとおり同意する
ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎報告第1号～報告第5号の上程、

説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第6、報告第1
号 専決処分の報告についてから日程第10、報告
第5号 専決処分の報告についてまでの5件を一
括議題といたしたいと思いますが、異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第5号までの5件
を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） それでは、報告第1号か
ら報告第5号までについて、一括してご報告を申

上げます。

これらは、地方自治法の規定に基づき、損害賠
償の額の決定及び和解について専決処分をいたし
ますので、ご報告を申し上げるものであります。

議案書81から90ページ、議案資料はございませ
ん。

まず、報告第1号につきましては、市道路線の
管理瑕疵に起因する事故によるもので、平成19年
10月27日、小結地内の市道の路面のくぼみにより、
走行中の車両のタイヤを損傷したものであります。
両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割
合で示談が成立し、損害賠償金として5,197円を
市から相手方に支払い、今後この件に関して双方
とも異議を申し立てないことで和解が成立いたし
ました。

次に、報告第2号につきましても、市道路線の
管理瑕疵に起因する事故によるもので、平成19年
11月24日、百村地内の市道の路面のくぼみにより、
走行中の車両のタイヤを損傷したものであります。
両者協議の結果、市側30%、相手方70%の過失割
合で示談が成立し、損害賠償金として3,685円を
市から相手方に支払い、今後この件に関して双方
とも異議を申し立てないことで和解が成立いたし
ました。

次に、報告第3号につきましては、平成19年11
月29日、宇都宮市市ノ沢町地内で発生した車両物
損事故によるものであります。事故の状況につき
ましても、公用車が信号つき交差点を走行の際、
赤信号で進入し、交差する道路の左側から青信号
で発信した相手方車両に接触し、車両を破損した
ものであります。両者協議の結果、市側100%の
過失割合で示談が成立し、損害賠償金として33万
1,128円を市から相手方に支払い、今後この件に
関して双方とも異議を申し立てないことで和解が
成立いたしました。

次に、報告第4号につきましては、平成19年12月18日、関谷地内の交差点で発生した車両物損及び人身事故に関し、車両物損についてご報告を申し上げます。事故の状況につきましては、公用車が相手方車両を未確認のまま交差点に進入したため、相手側車両と衝突し、車両を破損し、相手方運転手に傷害を負わせたものであります。両者協議の結果、市側90%、相手方10%の過失割合で示談が成立し、物損に係る損害賠償金のうち、相手方の責任賠償額を差し引いた53万4,875円を市から相手方及び相手方が指定した者に支払い、今後この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第5号につきましては、寺子地内の赤沼せせらぎ公園の管理瑕疵に起因する事故によるもので、平成18年11月8日、公園内道路のグレーチングにより、車両の泥よけを損傷したものであります。両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、損害賠償金1万7,850円を相手方に支払い、今後この件に関して双方とも異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上5件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告、説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 承認第1号 平成19年度那

須塩原市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、提案のご説明を申し上げます。

議案書80ページ、議案資料124ページ。

今回承認いたしました補正予算は、今般の原油価格の高騰により経営を圧迫されている農家を支援するための緊急対策事業に係る予算の追加をするものであります。

歳出では、6款農林水産業費に、原油価格高騰に耐え得る産地体制の整備確立を図るため、農業機械及び農業施設の省エネルギー化に関する補助金2,440万7,000円を計上いたします。

これに対する歳入は、15款県支出金に農業費補助金を同額計上いたします。

このことで、平成19年度那須塩原市一般会計予算総額は、421億465万1,000円となります。

また、この補正は緊急を要することから、地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行いましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認する

ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第12、議案第1号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第1号 平成19年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料6から9ページであります。

今回の補正は、国の補正予算に伴う対応のほか、年度末を控え、事務事業の決定等に伴う事業費の過不足調整等を行うものです。

これらの主な内容は、まず歳入では、12款分担金及び負担金は、保育料の収入増などによるもので、14款支出金では、障害者自立支援法負担金など補助対象事業の事業費の決定等により5,253万6,000円を減額、15款県支出金も同様に4,388万円の減額となります。

16款財産収入は、市有地売払収入1,817万6,000円、17款寄附金は、記念事業寄附金などで310万円をそれぞれ計上し、18款繰入金は、減債基金繰入金を2億円減額して計上するなどが主なものであります。

また、21款市債は、起債対象事業費の決定など

に伴い2億3,500万円を減額し、歳入全体では5億4,201万3,000円の減額補正を行います。

これに対する歳出は、2款総務費は、人件費が減となりませんが、新庁舎整備基金1億円を積み立てるなどで3,826万8,000円を増額、3款民生費、各種事業費の決定等に伴い、1億1,129万円を減額し、4款衛生費でも広域ごみ処理対策費などの事業費決定で7,136万9,000円の減額となります。

次に、6款農林水産業費は5,209万5,000円を減額、7款商工費でも事業費の決定に伴う減額補正を行い、8款土木費でも街路整備事業等の事業費決定に伴い2億8,057万6,000円の減額となります。

また、9款消防費は、消防組合負担金確定に伴い2,300万円を減額、10款教育費は、各種事業費の決定に伴い1,249万円の減額補正を行います。

このほか、12款公債費は、公的資金補助金免除繰上償還を行うため7,732万2,000円を増額し、これらのことで、歳出補正額は4億4,222万7,000円の減額補正となります。

この歳出と歳入を比較したとき、歳入に9,978万6,000円の不足額が生じるため、14款予備費を同額減額し、歳出補正と歳入補正同額とするものです。

これにより、平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、415億6,263万8,000円となります。

なお、これらの予算の補正のほか、事業の年度内完了が見込めない15件について、繰越明許費を設定させていただきました。

これらの補正の詳細につきましては、「平成19年度3月補正一般会計補正予算執行計画書」とおりです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） それでは、予算執行計画書のほうからお伺いしたいと思います。

歳出10ページ、3款1項6目、地域介護・福祉空間整備事業の小規模多機能型居宅介護事業所についてでありますけれども、当初計画が4件のところが実績1カ所ということでの減額でありますけれども、こちらについて、応募状況が1件だったのか、あるいはその審査段階において1件となったのか、その辺のことについてご説明をお願いしたいと思います。

さらに、実数を伺いたいわけなんですけど、次の11ページ、4款1項2目、予防接種事業、そちらの当初の予定と実績の実数、次の4款1項3目の母子衛生費の中のこども医療費の助成事業、それから妊産婦医療費の助成事業、こちらについても、当初の計画人数と実数について、母子保健について、その背景をある程度ご説明を願えれば、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、小規模多機能型の事業所関係、当初、4カ所を予定しておりました。実績では1カ所のみでございますけれども、地区的には今、資料を持ってきていませんので、申し上げませんけれども、全く応募がない地域についてもありました。例えば19年度、高林地区に1カ所を予定しておりましたけれども、残念ながらこれについては、手を挙げるところがなかったと。今回の19年度の実績から見ますと、18年度は競合したところもあったんですけども、ほとんど手を挙げるところがなかったような状況であります。

現在、実績としては、3カ所減って4,500万が

減になったということになります。

次が、予防接種関係ですけれども、人数的には、実際にこの18年度、1月から3月までの比較とかで申し上げるほかないんですけども、この1月から3月の見込みが、予防接種の数、結構多いものですから、ちょっと個別には数字が出ていないんですけども、全体的な見込みの中で、昨年度から比較するとBCGが平均3倍になったり、あと3種混合が月の実施からすると3倍程度になったということ、そういったものを含めまして、今回、この補正額1,200万という形になりました。12月末といいますか、実績からすると、11月までの実績に基づいて3月補正ということになったものですから、なかなか人数的にはつかみ切れないというところが、やはりこんな数字になっております。

次に、こども医療費の関係ですけれども、これも人数的にどうのこうのということではなく、現物給付が始まったということもあったり、それから、小学校へ上がる前の方までは個人負担がなくなったり、そういったことが背景にありまして、今回1,690万という金額的な増になっております。

それから、妊産婦のほうについては、18年度と比較して、その実績に基づいて予算を要求したところなんですけれども、これについて、人数的に足りないということではありませんが、妊産婦そのものは横ばいの状態でありますので、お医者さんにかかる機会が余りなかったのかなというようなことで、実績が若干下回ったということだというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、今、関谷議員が質疑なされた続きでちょっと、地域密着型の部分のところ、私も地域密着型の外部評価に行って

いと、どこの地域密着型も経営が成り立たない
ということをおっしゃるけれども、まだスタートして間もないので、経営状況までは把握はしていないのかもしれないけれども、なぜ手を挙げないのかと、要するに採算が合わないから手を挙げないという部分のところだというふうに、私はそういうふうに思っているんですけれども、その辺のところを、現在運営をされているところの状況というのを把握なさっているかどうかを聞かせてください。

それと、やっぱり執行計画書からお聞きいたします。

もう一つ続けて、こども医療費の助成事業のところ、未就学児まで無料になって、3歳までは現物支給になったということで、受けやすくなったということで、これは受診している方がふえたから、それに応じて補正をしているんだというふうに予想はつくんですけれども、この受診増による国保のほうの会計上は、大きな、これで変化というものは、実際にあるものなのかどうか、国保の会計上はこの変化というものはそんなに影響を与えているかどうか、与えていないものなのかどうかを聞かせてください。

それと、執行計画書の、ページで言いますと10ページのところで、ここで児童福祉総務費の中の給与のところの一般職の給与が減額になっている。まあ、ほかの課のところ、共済費とか手当とかが減額になっているというのは全体的なものなのでわかるんですけれども、給与がここでちょっと多く減っている理由、これをなぜなのか聞かせてください。

それと、12ページのところで、この間、不祥事があった、浄化槽の補助金の不正な処理があったということで、ここのところの訴訟費用が出ているとは思いますが、たまたま国の補助と

県の補助の浄化槽の設置整備交付金のところが減額になっているんですけれども、これは単純に、予定していたものよりも減ったのでの減額で、その結果を求められている減額ではない、まだこの時点では被害金額が確定していないので、国とか県には返してはいないと思うんですけれども、この減額になったのは、単純に設置数が減ったというだけなのかどうか、確認ですので、その辺のところも聞かせてください。

まず、それだけ聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

1点目の地域密着型の関係ですけれども、運営協議会等も開いた中で、実態はこういう状態にあるんだということで、今議員がおっしゃいましたようなことで、なかなか状況的には厳しいんだということが実際にありました。

地域密着型ということなので、先ほども言いましたように、地域的に指定をしても、なかなかそこまで手を挙げることは、事業者としては若干ご無理があるのかなということも考えております。

そんなことで、実態は、状況的には把握をしております。今後、計画変更とかそういったものにつなげていく必要はあるのかなというふうには思っております。

こども医療費の国保会計上に及ぼす影響ですけれども、国保会計の給付状況を見ますと、影響は詳しく分析はしておりませんが、影響はないものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私のほうからは、10ページの児童福祉総務費の給料の減額についてお答えします。

これは、保育士の育児休業に伴う減額でございます。12月補正時におきましては、人事異動あるいは給与改定に伴う減額しかみておりませんでしたので、今回減額したものです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 合併浄化槽の設置補助金の減になった原因でございますが、これにつきましては、建築確認のケースが約15%ほど落ちておりますので、それに伴う減でございます。

○議長（植木弘行君） 質疑の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、予算執行計画書のところの6ページのところで、新庁舎建設整備基金の積立金1億円、19年度は当初で1億円、今回補正で1億円で、20年度には当初には組まないという説明がありましたけれども、今回1億をしたということは、今年度の会計上余裕があるので基金に入れてしまおうという考え方なのか、それとも、今年度のほうがちょっと余裕がある、来年度の当初組んだらちょっと大変なので、前倒ししちゃって積み立てちゃっておこうという、そういうことなのか、もし来年度の今ごろになって余裕が出てきたら、また前倒しでやろうかとかという、そういうような何か方針みたいなものというのはあって、これをしたものなんですかね。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

新庁舎の整備基金につきましては、議会のご理解をいただいて条例化し、平成19年度当初から積み立てをしたところでございます。

基金条例の提案時にもご説明申し上げましたけれども、庁舎の建設時期、あるいは規模等については、現在未確定ではございますけれども、そのときに備えるために積み立てを開始するという、いわば政策的な基金でございます。

20年度当初予算編成に当たりまして、当初に1億程度を積み立てますと、財源の関係上、財政調整基金の取り崩しをせざるを得ないということになります。お金に色がついているわけではありませんから、財調から庁舎整備基金ということも可能は可能でありますけれども、結果として基金から基金への積みかえというような形にとられても仕方のないことになると思ひまして、政策的な基金でございますので、3月の補正に前倒しで積み立てをさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） あと1点だけ、5ページの合併特例債、今回マイナスで、事業確定でマイナスにしていっていったものともあるんだと思うんですけども、今の現状のところ、当初言われていたところよりも、合併特例債って思ったよりも使えないとか使いにくいとかという漠然としたものを聞くんですけども、このところで減額補正してきたようなものの中で、そんなに他意はないというか、大したことはない、ただ単純にマイナスだよというだけだったらいんですけども、何かその合併特例債が使いにくくなっているという、そういう漠然としたものを聞くんですけども、そういうものに該当するようなものがこの中に含まれているのかどうか、単純な質問なんです

けれども。もしそういうものがなければ、ただ単純に減額なんだというふうに言うてくださればそれでいいんですけれども。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 今回の合併特例債は、総体的に減額ですけれども、事業費の確定により、いわゆる精算という形で補正をするものでございまして、ただいま議員がおっしゃったような内容による減額ということではございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 18ページの10款教育費の中のハーモニーホールの管理運営事業の中で、マイナス361万7,000円、あとパイプオルガン基金26万円というのがございますけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ハーモニーホールの関係でありますけれども、管理運営の361万7,000円の減額につきましては、18年度の決算が終わったという中で、余剰金ができただけで両市に返還をする、こういうものであります。

あとハーモニーホールパイプオルガン基金でありますけれども、これは自主事業に両市で5,000万、いわゆる2,500万ずつ負担しております。そういう中で、自主事業を実際に行った結果、余剰金が出たということで、一たん各市に2分の1ずつ返してそれを基金に積み立てる、こういうことで今までもずっとやってまいりましたので、今後自主事業の残りの分の2分の1を基金積み立てにということになっております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 今まで基金の積み立ては

西那須野時代からの3ケタの300万、400万という基金だったんですけれども、例えばこの減額で18年度の決算が出て、361万円を基金に上乗せするということはできなかったんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それは、先ほども申し上げたとおり、趣旨が違うものですから、要するに自主事業の余剰金については基金積み立てします、こういう規定というんですか、話になっておりますので、先ほどの管理運営については、1億円以上負担しておりますので、そのための精算、このようになっております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 2点ほど質問いたします。

まず、7ページの1項9目情報管理費の中で負担金、電柱共架に伴う改修工事負担金1,370万とありますが、この負担割合は何%か、あと、この工事は、場所としてどの辺を工事するのか伺います。

それと、10ページ、1項7目社会福祉施設管理費の中の健康長寿センター温泉井浚せつについて質疑します。

まず、708万5,000円減額になっておりますが、減額理由。

それと、浚せつの結果、湯量あるいは泉質の向上などが、どのような効果が出たか質疑いたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 私のほうからは、総務費の2款1項9目のOA推進費の中の負担金の関係につきましてお答え申し上げます。

19年度で今回、市の施設を結ぶ公共ネットワークの工事を実施いたしました。その中で、全体で100kmの光ファイバーを結んだわけですけれども、

その中で、東京電力の電柱、それからNTT、こちらに光ファイバーをかけていくわけなんですけれども、数から言いますと、東電の関係が2,153本、それからNTTが499本、ここにかけたわけなんですけど、この中で、東電の電柱の場合に、それぞれの共架をしていくポイントという高さがあるって、これらをやっていく中で、その高さを確保するために、東電の電柱にいろいろなものがあります。トランスとかというのがあるんですけども、そういったものの移設が出てきてしまったというものがあります。

これが、東電の電柱で230本ですか、それとNTTの、これは交換柱なんですけれども、こちらは光ファイバーをかけたときに荷重がかかるということで、交換柱のポールを立てかえが必要になる。これが10本ほどあります。場所的には、市内の各所で起きていますので、こういったことで、東電の電柱の場合には平均して約4万2,000円ぐらい、NTTの場合には交換柱1本を立てかえるということで1本20万ぐらいかかりますので、トータルで今回1,370万を計上させていただいたということで、ちょっと当初見込めなかった経費なものですから、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、健康長寿センターの浚せつ工事につきまして2点ほど質疑がありましたので、お答えいたします。

減額の理由は、別にありません。指名競争入札でやった結果で、このような残が出たということでございます。

もう一つ、湯量、それから質、温度等ですけれども、浚せつ工事前と比べましてほとんど変化がございませんでした。

今後、定期的に量とか温度、それから質の分析、

そういったのをやっていって、ちょっと推移を見守る必要があるのかなというふうに現時点では思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 電柱のほうは理解いたしました。

今の健康長寿センターのほうなんですけれども、前と結果が同じでなかったというのは、浚せつに当たっては、湯量とかそういったものが少なくなった、あるいは泉質が低下してきたということで浚せつを行ったと思うんですけども、その前というのは、悪くなったときの量か、あるいは健康長寿センターが開設された当初のころの量か、どちらの前を言っているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

温泉の温度ですね、これは10年前開設したときと比べて、この浚せつ工事をする前と浚せつ工事をした後では、要するにこれをして10年前に戻ったということでは決してありません。質についても、開設当時まで全然戻っていないという状況にあります。

ですから、どうしてそういうことなのかということですけども、そもそも、浚せつ工事をしたために、当初から、じゃ、どうしてやるんだということになるかもしれませんが、要は、50mぐらい不純物等が堆積していたので、それを何とかきれいにすれば質が変わるんじゃないか、温泉の温度も変わるんじゃないかという期待感を込めてやった工事でもありますので、残念ながら、今のところ、そのような結果が得られていないという状況にありますので、最初に言いましたように、ちょっと推移を見守る必要があるのかなという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 内容的にはわかりました。

以前の定例議会において、早乙女議員から一般質問の中にあつたと思うんですけども、泉質等の低下によって滅菌の消毒というか、あれが非常に強いと、温泉の部屋に入った途端に目がくらくらするような状態だというような質問があつたと思います。やっぱり滅菌については、以前と変わりなく、あのような強い滅菌をしなくちゃならないような、現在も状態か、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質問ですけれども、この浚せつ工事によりまして、管内の不純物ですとか、そういったものはきれいなくなっております。そういうことに結果がなりましたので、滅菌の量も、当然、どのぐらい減つたかというのは、ちょっと、今手元にありませんので申し上げられませんが、減っていることは確かだというふうに思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 執行計画書の13ページにあります、畜産業費の中の家畜排せつ物利用施設整備事業、バイオマスの環づくり事業、これについて説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） これらにつきましては、戸田柳地区で実施しているものでございますが、皆さんご存じのように、酪農関係の環境が非常に厳しいということもございまして、再度見直しをして規模縮小をした結果、このように減額になっているということでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 2点質問をいたします。

11ページの3項2目の扶助費の中の生活保護費ですが、もともと生活保護、多分14億ぐらいあつたと思うんですが、これ、5,000万、医療ということでふえている、この中身のご説明をお願いします。

もう一つは、18ページの図書館費の中で、310万の金融機関からの寄附の中で、300万の図書予算への配分だつたと思うんですが、この書架と図書については、何か特別なものを設置したのか、あるいは一般の図書費の中に入れるものなのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

生活保護費の中で5,000万、医療扶助ということで、当初、人工透析をやっている方で、生活保護世帯でも人工透析をやっている方たくさんおります。その方たちが、今度の障害者自立支援法のほうに移行を予定しておりました。そういう予定はしていたところなんですけれども、たまたまこの人工透析を実施している医療機関が、自立支援法の指定病院といいますか、そういう病院にたまたま入っていないということで、従来どおり、生活保護費の中の医療扶助という形でやらざるを得ないということで、その5,000万を見込んだということです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 図書館費の中で、黒磯図書館、あるいは西那須野図書館の寄附の関係でございます。

これは、予算書のとおり、150万ずつ両図書館に寄附をいただいて、今回購入するというもので

す。それで、基金については、その本を入れるための書架を買うわけでございますけれども、寄附されたのは大田原信用金庫でありまして、そちらの希望としましては、大信文庫等々、名称はいずれにしましても、そういうコーナーをつくっていただければと、こういう要望がありました。そういう形での書架を購入し、そこに本をこれから選定するわけですが、入れたいということでございます。

なぜかといいますと、これは文書で約束したわけではございませんけれども、口頭の中では、1回だけじゃなくて今後も、額はいずれにしましても、続けていきたいと、このような話がありましたので、こちらのほうも、そのようにコーナーをつくっていききたいというように思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 生活保護についてはわかったんですけども、人工透析は多分1人700万ぐらいかかっていたのかなというふうに思うんですが、これは、そうしますと、生活保護を受けている人たちがたまたま病院がそういうふうにならないときはそのままいいと、何か基準というのはあるんですか。これは何人分ぐらいなのかということをお尋ねいたします。

それから、図書費につきましては、特別なコーナーをつくるということであるならば、本を何か特別な大信の、何というんですか、中身について希望があるのならばお尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまのご質問ですが、人工透析はいろいろ状況によっては変わると思います。特に何人分ということではありませんけれども、先ほど言いましたように、これは、自立支援法の中の医療給付のほうに変換

が図れなかったということで、先ほども言いましたように、医療機関がその対象の医療機関ということになれば、当然、自立支援法で支出はしたことなんですけれども、従来どおり残っていたということで、今回、その分も含めて若干足らなくなったということで、大きくは人工透析の話をしていただきましたけれども、医療扶助が3月補正をせざるを得なかったという状況にあったわけです。

以上であります。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 寄附金の話ですけれども、図書については、基本的には図書館に任せる、こういう話でありました。ただ、その話の中では、これからの子どもたちのためになるようなものがあれば一番いいんだけどなというふうな話がありましたので、その点も含めて今後図書については選定していきたい。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号～議案第7号の上程、

説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、議案第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第18、議案第7号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第7号までの6件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第2号から議案第7号までの6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書5ページ、議案資料10ページから11ページとなります。

今回の補正は、歳入歳出ともに年度末の経費の確定もしくは確定見込みによる補正予算であります。

歳入では、1款国民健康保険税を1億5,941万7,000円、3款国庫支出金を3億1,952万4,000円、4款療養給付費等交付金を7億7,993万8,000円、5款県支出金を505万3,000円それぞれ減額し、6款共同事業交付金では1億771万8,000円を増額す

るとともに、8款繰入金に財政調整基金を取り崩し、平成14、15年度の財政調整交付金の過大交付の返還金分1億4,784万6,000円を含めた4億8,773万7,000円を増額するものであります。

歳出では、3款老人保健拠出金を1億511万8,000円、4款介護納付金を719万2,000円、5款共同事業拠出金を1億401万3,000円、7款基金積立金を3億円及び10款予備費を3億円それぞれ減額し、9款諸支出金に平成19年1月の会計検査で指摘を受けた平成14、15年度の財政調整交付金の過大交付分の返還金として、1億4,784万6,000円を追加計上いたします。

以上、歳入歳出それぞれ6億6,847万7,000円を減額補正し、補正後の予算総額を124億9,149万2,000円とするものであります。

次に、議案第3号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

議案書6ページ、議案資料は12ページとなります。

今回の補正は、後期高齢者医療制度導入に当たり、被用者保険の被扶養者であった者の保険料について、平成20年度の上半期は保険料均等割分の全額凍結、下半期は20分の1の負担、平成21年度は半額負担とする激変緩和措置が決定されたことに伴い、今年度に構築してきた後期高齢者医療システムを改修する必要があるため、国の全額補助を受けて、一般管理費にシステム改修費525万円の補正を行うものであります。

歳入歳出それぞれ525万円を増額補正し、補正後の予算総額を74億1,376万5,000円とするものであります。

次に、議案第4号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書 7 ページ、議案資料13から14ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、決算を見込んだ事業費の過不足調整を行うものであります。

歳入につきましては、1 款保険料は、決算見込み増により1,330万4,000円を計上し、3 款国庫支出金では、介護給付費負担金変更交付決定により2,041万3,000円を減額し、歳出の一般管理費介護保険システム改修事業費見合いの財源であるシステム改修事業費補助金を89万2,000円計上し、差し引き1,952万1,000円の減額となりました。4 款支払基金交付金では、介護給付費交付金を8,205万1,000円、5 款県支出金では介護給付費負担金を2,288万2,000円それぞれ減額し、7 款繰入金では、介護給付費繰入金を1,600万6,000円、事務費繰入金を195万4,000円、合わせて1,796万円減額するものであります。

歳出につきましては、1 款総務費は、一般管理費に介護保険システム改修事業費を178万5,000円計上し、介護認定審査会費及び認定調査事務費は、支出見込み減により284万7,000円を減額、差し引き106万2,000円減額するものであります。2 款保険給付費では、給付見込みの減等により、地域密着型介護サービス給付費4,048万2,000円、施設介護サービス給付費4,876万8,000円、居宅介護住宅改修費300万6,000円、介護予防サービス給付費3,214万1,000円及び特定入所者介護サービス費365万1,000円、合わせて1億2,804万8,000円を減額補正するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ1億2,911万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を49億5,011万3,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は8 ページ、議案資料は15ページから16ページとなります。

今回の補正は、歳入については、一部浸水対策事業から公共下水道事業に振りかえることや、塩原公共下水道全体計画見直し業務の一部が国庫補助対象に該当しないため、歳入の組み替えを行い、3 款国庫支出金で150万円を減額するほか、4 款繰入金では一般会計からの繰入金171万8,000円、7 款市債で11億8,020万円をそれぞれ増額することにより、総額11億8,041万8,000円の増額補正をするものです。

一方、歳出につきましては、経営健全化の一環として、高利率の公営企業金融公庫資金及び財政融資資金について、公的資金補償金免除繰上償還が認められたことに伴い、4 款公債費の地方債元金償還で11億7,673万4,000円の増額、3 款流域下水道費では、流域下水道建設市町村負担金の増により、負担金で777万4,000円を増額するほか、2 款下水道建設費では、区画整理関連事業費が確定したことにより、負担金で409万円を減額補正するものであります。

これらの補正により、歳入歳出予算総額をそれぞれ45億6,723万9,000円とするものです。

なお、今回の繰上償還が認められた利率は、公営企業金融公庫資金については6.7%、財政融資資金については7%以上のものであり、借りかえ利率は2.5%程度を見込んでおります。

また、黒磯地区及び西那須野地区の公共下水道工事の一部、栃木県流域下水汚泥処理業務負担金の一部及び百村川第3幹線用地取得に伴う補償費について、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものです。

次に、議案第6号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書9ページ、議案資料は17ページとなります。

今回の補正は、歳入では、5款諸収入の雑入19万5,000円を減額する一方、3款繰入金の一般会計繰入金302万1,000円を増額するものであります。

これに対し歳出では、1款管理費に早急に対応が必要な経費として、一般事務費の考課費222万8,000円、また、東部地区施設維持管理費の光熱水費59万8,000円、合わせて282万6,000円を計上するものであります。

このことで、補正後の歳入歳出予算総額を9,270万1,000円とするものであります。

次に、議案第7号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

議案書10ページ、議案資料18ページとなります。

今回の補正は、温泉事業の新規加入に伴う個別使用料の増によるものであります。

歳入については、2款事業収入に1,830万6,000円を増額するものであります。

一方、歳出については、1款温泉事業管理費で施設整備基金に725万6,000円、施設管理費として105万円、予備費に1,000万円を増額するものです。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ8,051万8,000円とするものであります。

以上6件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 第4号議案について伺います。

介護保険の関係の補正の中で、真ん中から下のほうに、給付見込みの減等に伴いというふうなことだったんですが、そのことについて、もう少し

詳しく説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいま介護保険の保険給付費の質疑でしたけれども、お答えいたします。

地域密着型4,048万2,000円減額するということでございますけれども、大きな要因としましては、当初、地域密着型のサービスといいますと、認知症対応のグループホーム、小規模多機能型の居宅介護、そういったものがあるわけですが、当初の見込みより約30人ほど利用人員が減ったということで、それに伴う減額が主なものです。

それから、施設介護サービス給付ですけれども、介護老人施設、特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、それから療養型、この3つがあるわけですが、当初は570人ほど見込んでいましたけれども、約20人ほど本市関係の高齢者、給付を受ける方が減になったということで、それに伴う減でございます。

そのもう一つ上ですけれども、あとは介護予防の関係ですけれども、これも当初見込みより260人ほど実質的にはサービスを受ける方が少なかったということで、それによる実績でこのような減になっています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ではまず、議案第2号、国保の補正ですけれども、ここで平成14年、15年度の財政調整交付金の過大交付の返還金ということで計上されている金額ですけれども、この金額は、実際に過大に計算してしまった金額が、単純に合計金額なんですよね、これ、14、15の。実際にこのミスしたときには、ただ単純なミスで、県と国がチェックが働かなかったので、こういう単純ミスが起きたということで、県と国の責任もあ

るからなのかもしれないんですけども、これは単純にミスした金額を補正して、それだけを返還して、あと何もないということで、県も国もチェック機能が働かなかったんだから、市町村にだけ何かペナルティーを科してもしようがないと思うので、単純なものなのかどうか、その辺のところ、説明をしてください。

それと、介護保険のところ、4号議案ですね、ここのところで、地域密着型サービスの、先ほど、そちらへ予定していた地域密着型の開設ができなかった、利用が少なかったということで、それで減額なんだと思うんですけども、その分ほかのサービスを使うということで、ほかのサービスが増額されているところがあるとか、ほかのサービスが減らなきゃいけなかったのに、こっちに移れなかったために変わらなかったとかという、その辺のところの分析ってなされていますか。

施設の部分のところは、定員があいていなければ入れないので、施設介護サービスの給付というのは減額だったということは単純にわかるんですけども、その地域密着型サービスの給付という部分の影響をどういうふうに分析しているのか聞かせてください。

それと、議案第5号のところ、ここには、地方債の元金償還金、このところの部分、私もよくわからないんですけども、19年度から公的資金補償金免除の繰上償還ということが出来る部分のところに係る金額が、この金額、償還金を増額して、公債費と市債の部分のところが入っていますよね。この分が、19年度のこの補償金免除の繰上償還に係る補正だというふうな理解でよろしいですか。

とりあえず、それだけ聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、質疑2

点ほどありましたので、お答えいたします。

介護保険の関係と国保返還金についてですけども、国・県のチェックが働かなかったどうのこうのということでは、それもありますけれども、第一義的には、那須塩原市の担当職員も含めてチェック体制が働かなくて、単に事務的なミスということでとらえておりますので、特に国・県のこと、担当としては思っておりません。

なお、その返還金につきまして、単年度の国保会計に結果的には影響がなかったということになっておりますので、その辺は、若干、担当としても安心をしております。

それから、介護保険の地域密着型の関係ですけども、介護サービスに移行したり、その辺の分析をしたかということですけども、特に分析はしておりません。この地域密着型のサービスの議案が立ったために、ほかのサービスに、例えば施設は当然ちょっと無理なんですけれども、この施設サービスの代替ということでこの地域密着型が設定されておりますので、そういった意味からすると、若干問題はありますけれども、在宅のサービスが極端にこれでふえたとか減ったとかという形のものでは分析はしておりませんので、そういうことをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井明君） 公的資金の借りかえのことですが、19年度におきましては、6.7%以上の高率で借りておりますものにつきまして繰上償還をするということで、11億7,673万4,000円を借りかえするというものでございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、下水道の答弁をここで続けて再質疑いたします。

11億7,673万4,000円というこの金額全額が、この繰上償還に係る総額だという解釈でよろしいですね、今の答弁だと。

それで、今回のところで繰上償還を認める、要するに補償金なしで認めるかわりに条件として、一般会計のほうは繰り出し、こちらは繰り入れですけれども、してはだめだということで、それで基準内はオーケーですけれども、基準外はしちゃだめだということなので、ここで言って、ここで一般会計からの繰入金ありますよね、わずかですけれどもね。これというのは、基準内という解釈でいいんですよね。基準外ではない。

私、こういう細かいのは、一々、一般会計からの繰入金幾ら幾らと必ず出るだけで、そのの内訳が基準内なのか基準外なのかという部分のところは、一々説明は受けないので確認なんですけれども、これは、一応基準内の繰り入れが何か発生したということで、その説明を具体的にしていただけとわかりやすいんですけれども。

それと、今年度、急に国は補償金なしで繰上償還を認めるよと、今までは認めなかったとずっと言っていたら認めるというから、今年度に関しては、もしかしたら基準外もやっちゃっているものにおいてはいいのかなという解釈もちょっとできたものですから、その確認のために聞かせていただけたらというふうに思います。

それと、介護保険のところですが、介護保険のところ、もう施設はあきがないと入れないので、予定してこれぐらい施設入所が必要だというふうに計画を立てていても、あきがなければ入れないし、療養型はもう減らさなきゃならない状態になっている施設は、減額になっていく中でこの地域密着型グループホームとか小規模多機能の役割というのは大きいんですけれども、手を挙げてくれて事業者が参入してくれない。

その辺のところを先ほど、分析していないのでご了解くださいと、了解できないんですけども、今後のところで、こういう部分の当てにしていた地域密着型が開設できないで、もちろん給付費がそれに伴ってこれは減額になっているんだと思うんですけども、その辺の対策というものを今後どういうふうに立てるかという部分のところを、次の計画策定もありますので、どのようにお考えになっているか聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

地域密着型の関係ですけれども、第3期計画で15カ所予定をしました。その中でも、先ほど若干申し上げましたけれども、地域的にちょっと無理な場所を設定して、そこで地域密着型の多機能型の施設といいますか、そういうものをつくってやるということ、計画としては当然持っていたわけですが、ここ18年、19年度、整備をできなかったという経緯がございます。そのできなかったものを20年度に先送りするわけですが、それでも恐らく、多分、手を挙げる事業者はそんなに多くはないだろうということが考えられます。

それにつきましては、この計画期間内に計画変更はできませんので、第4期計画の中で、地域密着型、果たして今の3期計画の計画のままがいいのかどうかということ、十分検証した上で、第4期計画にそれをつなげていく必要があるというふうに思います。

施設サービスはもう頭打ちでありますので、地域密着型のサービスを今後充実していく必要はあるというふうには認識しておりますので、第4期計画の中にその辺をつなげていきたい、そのように思っています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今回の繰上償還に関しましては、財政の公営企業の経営健全化計画等によりまして実施しているわけでございますけれども、実際的には端数につままして、今回のつてございまして、93万4,000円、要するに端数につまましては、繰上償還の中でも調整はできないということで、そういったものにつまましては、93万4,000円につまましては、一般会計からの繰り入れを実施しているというような状況でございます。

○議長（植木弘行君） ほかにございせんか。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 議案第4号のところで先ほどの答弁を聞いて、地域密着型サービス、地域的に無理な地域が出てきて、そこが計画どおりに設置されなかったことによってということだったんですけども、先ほど、その前に一般会計のところ、高林とかが該当するんだと思うんですけども、実際に高林と単純に聞くとそのように思えますけれども、実際に生活圏域を考えると、その辺のところ、無理というものは、単純に地域だけじゃない、生活圏域を外しちゃっていますよね。高林だから高林の人じゃなきゃだめということではなくて、思うので、そうなったときに何かもっと違う方策を考えないと、生活圏域は取り払ってあるのは実際ですので、根本的なこ

とで地域密着型ができないんだというふうに思われるんですけども、そういうところは検討されていますか。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

地域圏が完全に取り払われたというふうには私は認識していないんですけども、1つの例として高林地区を挙げましたけれども、高林といっても、ちょっと面積的には結構広いのかなという感じの中で、例えば町内といいますか、市街地よりはそういった形成がなされていない。例えばその中で高齢者がそういった施設に、身近な施設に入るような土壌といいますか、そういう雰囲気にならないことも若干あるのかなと。

先ほど事業者のことも言いましたけれども、じゃ、どこの事業者でもいいということではありませんので、事業者も、今まで居宅のサービスをしていた、より身近な、それこそ地域に密着した事業者であるべきだということからすると、事業者も参入しにくい、地域的にも、今言いましたように、例えば高林のお話でいくとすれば、ちょっと設定をそこに2カ所、どういう形で設定するのかということはなかなか難しい。事業者にしても、なかなか定まらない。単なる高林地区という形の中でだけでは、事業所を設定するというのは今は難しいのかなという感じがしますので、そういったことも含めて、20年度、もう一年残っておりますので、地域的な、この地域と高林地区のこの辺の地域という形のものも考えていく必要があるのかなというふうには、現時点で思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほどちょっと一般会計からの繰出金につままして、基準内か基準外かということが答弁漏れしていたと思いますので、

申し上げます。

93万4,000円のうち端数処理で出すものでございますけれども、それにつきましては、汚水関係につきましては基準外、雨水関係につきましては基準内ということになりますけれども、これ、両方含まれておりますので、両方入っているということでございます。また、財政健全化計画等については抵触しないという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 議案第2号につきまして質疑いたします。

過大の交付金の返還金についてでございますが、平成19年1月に会計監査の指摘を受けたというふうなことで、今回、20年の2月ですか、きょうは、1年以上経過しております。この関係で、これ、私、早いか遅いかというのはよくわからないんですが、この関係で、なぜこういう1年以上経過したのか、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

なぜ1年もたってからなのかということですが、国のほうでも、会計検査院と国とのやりとりも含めてですけれども、実際のところ、昨年の7月に市のほうから確認といいますか、指摘を受けたことについて、間違いはないかどうかということも含めて、確認書の提出を求められたということです。それを会計検査院、それから国のほうでその確認をした中で、今回になって返還してこようと、返還しろという命令が国のほうから出たということだけで、特に事務的にやはり確認作業、全国的なことでありますので、そういったことで、1年近く経過したのかなという感じがしております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 議案第7号、温泉事業特別会計から1点だけお伺いします。

歳入の温泉特別使用料1,830万6,000円でありまして、当初予算6,200万ぐらいでありますので、約3割近いような補正であります。この件についてご説明をお願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） ただいまのご質問にお答えします。

これにつきましては、もしかか荘と寿苑、これが撤退いたしまして経営者がかわったということで、特別使用料それぞれ約900万ですが、入ることになります。こういうことです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） 基本的なところで恐縮ですけれども、その特別使用料というのをご説明願います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） この一般の使った分だけを払うということじゃありませんで、水道で言いますと加入金に該当するようなものでございまして、既に投資等をしてあるものをすぐに使えるということも含めまして、公平性を確保するために、いわゆる新たに加入した方からは特別使用料を取るということで条例でなっております。それらに基づきまして、この2件については特別使用料を徴収するものでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 19番、関谷暢之君。

○19番（関谷暢之君） そういたしますと、加入料というような解釈ということで、それは加入時の1回きりということで、年度ごとに発生するものではないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。
○産業観光部長（二ノ宮栄治君） はい、そのとおりでございます。
○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。
○7番（磯飛 清君） 1点だけお伺いいたします。
5号議案の15ページ、下水道事業特別会計について、説明文の中の中段、真ん中あたりに、塩原公共下水道の業務の一部が国庫補助対象に該当しないためというご説明がありますが、その一部の内容をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 建設部長。
○建設部長（向井 明君） これにつきましては、県で進めております400号線の下塩原のバイパスの道路にかかわる部分につきましては、一応は補助対象になる。
それから、それ以外にはみ出す部分がございます。上流側になりますけれども、その部分については対象外ということで、その部分については市のほうで持ち出しという形になるということで、補助金がカットされるということになります。その調査をするため、それを外すための業務委託になります。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。
議案第2号から議案第7号までの6件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号から議案第7号までの6件については、原案のとおり可決されました。

◇
◎議案第8号及び議案第9号の上
程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。
日程第19、議案第8号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第20、議案第9号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号及び議案第9号の2件を一括議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕
○市長（栗川 仁君） 議案第8号及び議案第9号につきましては、一括して提案の説明を申し上げます。
まず、議案第8号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。
議案書11ページ、議案資料19ページでございます。
今回の補正は、歳入において、板室温泉簡易水

道の水道使用量減少により95万1,000円の減額、簡易水道事業債償還利子の確定に伴い、基金繰入金で29万5,000円の増額及び一般会計繰入金で279万5,000円の減額、さらに板室本村及び西塩簡易水道事業の配水管布設がえ工事の確定に伴い、簡易水道事業債5,420万円の減額を行うものであります。

歳出におきましては、配水管布設替工事実施設計業務委託料及び事業統合認可申請作成業務委託料の確定に伴い、委託料を1,444万8,000円減額するとともに、配水管布設替工事費の確定に伴い、工事請負費を4,320万3,000円減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億7,665万3,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成19年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書12ページ、議案資料は20ページ、21ページであります。

今回の補正は、収益的収入において、企業職員に係る経費の変更及び企業債償還利息の額の確定に伴い、他会計補助金17万6,000円を減額し、補正後の予算額を25億96万3,000円とするものであります。

次に、資金的収入において、公的資金補償金免除繰上償還及び事業費の確定に伴い、企業債5億5,410万円を増額、湯宮・鳴内地区周辺整備事業費の確定に伴い、5,112万2,000円の減額、配水管の布設工事補償金で889万2,000円を増額、新湯簡易水道の事業廃止に伴い、一般会計補助金25万7,000円を減額し、補正後の予算額を17億3,788万1,000円とするものであります。

次に、資金的支出において、湯宮・鳴内地区の周辺整備事業費及び老朽管更新による工事費の確定に伴い、配水設備拡張費を8,662万2,000円減額、

新湯簡易水道の事業廃止に伴い、有形固定資産購入費を440万円減額、また、繰上償還に伴う民間等資金による借換債の償還として6億322万5,000円を増額することにより、補正後の予算額を26億9,414万2,000円とするものであります。

なお、資金的収入が資金的支出に対して不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号及び議案第9号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び議案第9号の2件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第21、議案第44号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第44号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書75ページから77ページになります。議案資料はございません。

本案は、黒磯那須共同火葬場組合規約につきまして、地方自治法に基づく規約に定めるべき事項を加えることで、組合の運営をより適切なものにするための変更をするものであります。

あわせて、規約の規定をより明確にするため、全体を見直した結果、規約の全部を変更する必要があるため、関係する那須町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第27号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第22、議案第23号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定についてから日程第26、議案第27号 那須塩原市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定についてまでの5件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第27号までの5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 議案第23号から議案第27号までの5件について、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第23号 那須塩原市長の給料の特例に関する条例の制定について申し上げます。

議案書26ページです。議案資料はございません。

このたびの旧西那須野町合併浄化槽設置費補助金の詐取事件については、行政に対する信頼を著しく損なう結果を招いたことに対しまして、市民

の皆様を初め議員の皆様にご心からおわびを申し上げます。

また、国や県等の関係機関の皆さんにもご迷惑をおかけいたしまして、誠に申しわけございませんでした。

今回の補助金詐取事件は、公文書の偽造や公金の着服という言語道断の行為、職員としての資格がありません。補助金詐取等を認めた職員のほか関係職員の処分については、既に実施をいたしたところではありますが、これらに対する市長としての責任を痛感し、平成20年4月分と5月分の給料を10%減額するための条例を制定するものであります。

再発の防止と一日も早い信頼回復のため、公金の収納や支払いの業務に関する流れを洗い出し、再構築することを指示し、常に適正な事務処理に取り組んでおりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第24号 那須塩原市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について申し上げます。

議案書27ページ、議案資料はございません。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の成立に伴い、複雑・高度化する行政課題に対応できるように、職員の能力開発を促進する観点から、職員みずからの発意に基づいて、職を保有したまま、大学等における課程の履修または国際貢献活動のため休業することができることとなったため、必要な事項を定める、職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第25号 那須塩原市後期高齢者医療に関する条例の制定について申し上げます。

議案書31ページ、議案資料はございません。

平成20年4月から老人保健法の題名が、高齢者の医療の確保に関する法律に変わり後期高齢者医療制度が開始されます。後期高齢者医療制度では、

保険料の徴収事務及び窓口事務を市が行い、そのほかの事務は後期高齢者医療広域連合が行うこととなります。この条例は、窓口業務の具体的な内容、保険料を徴収する被保険者の範囲、普通徴収に係る保険料の納期等の市が行う後期高齢者医療費の内容を明確にするとともに、市と栃木県後期高齢者医療広域連合の分担を明確にするため制定するものであります。

次に、議案第26号 那須塩原市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について申し上げます。

議案書35ページ、議案資料はございません。

本案は、将来にわたって、すべての市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、みずからの安全はみずから守るという防犯意識を基本として、市、市民及び事業者が責任を明らかにし、それぞれの責任のもとにそれぞれが連携を図りながら、一体となって犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号 那須塩原市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について申し上げます。

議案書37ページ、議案資料はございません。

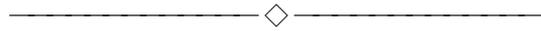
本案は、市の農業振興地域整備計画の策定、変更等に関し、市長が必要と認めた事案に対して調査、審議を行うとともに、その結果を市長に報告を行うことを目的として、農業団体関係者及び農業の振興に関する専門的な知識を有する学識経験者で組織する那須塩原市農業振興地域整備促進協議会を設置するため、条例を制定するものであります。

あわせて、当該協議会の委員の報酬について規定するため、条例の附則において、那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正するものです。

以上5件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎議案第28号～議案第31号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第27、議案第28号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから日程第30、議案第31号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第31号までの4件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第28号から議案第31号までの4件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第28号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書39ページ、議案資料65から66ページでございます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

従来、国政選挙に限られていた、選挙運動のた

めに使用するビラについて、市長選挙においても頒布が可能になり、条例で定めるところにより、その作成費用を公費で負担できることになりました。

ビラの頒布は、候補者の政策等を知る機会を拡充し、ビラ作成費用の公費負担は、お金のかからない、かつ公平公正な選挙運動に資するという法改正の趣旨を踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について申し上げます。

議案書41ページ、議案資料67から68ページとなります。

現在の職員定数は、平成17年1月1日の3市町合併時に定めたもので、これまで見直しを行っておりません。この間、那須塩原市定員適正化計画の策定や、那須塩原市行財政改革大綱に基づく集中行財政改革プランにおける、職員定員の適正化を踏まえた適切な定員管理の実施により、実職員数は、計画を上回る減少となっています。

また、平成20年4月には、組織のスリム化を目指した組織機構改革に伴う職員数の削減が見込まれます。

これらにより、職員定数条例上の職員定数は、実職員数などと比べ大きく乖離することになるため、平成20年4月1日の組織機構の改革にあわせ、職員定数条例の見直しを実施するものであります。

次に、議案第30号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について申し上げます。

議案書43ページ、議案資料69から87ページとなります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の成立に伴い、少子化対策が求められる中、育児を行う職員の職業生活と家

庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員について小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、新たに育児のための短期間の勤務が可能となったことから、市職員の育児休業等に関する条例を改正するものであります。

また、この条例の改正に伴い、関連する那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例、那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須塩原市職員の給与に関する条例をあわせて改正するものであります。

次に、議案第31号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書53ページ、議案資料88ページとなります。

本案は、西那須野地区放課後児童クラブの指導員について、非常勤の特別職から臨時職員としての任用に雇用形態を変更するため、また、水道施設調査員について、その業務である浄水施設内管路図の作成にめどが付き、今後の作業は職員が行うこととしたため、条例の一部を改正するものであります。

以上4件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第32号及び議案第33号
の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第31、議案第32号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第32 議案第33号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正についての2件を一括議題といたし

たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び議案第33号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第32号及び議案第33号につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第32号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

議案書は54ページから56ページ、議案資料は89ページから96ページとなります。

本案は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の額に新たに後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準を定めるものであります。

これにあわせて、基礎課税額の算定額基準及び減額の変更を行うものであります。

また、介護納付金課税額の課税限度額を地方税法施行令にあわせて、現行の8万円から9万円に改正するものであります。

次に、議案第33号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について申し上げます。

議案書57ページ、議案資料は97ページとなります。

老人保健法が、高齢者の医療の確保に関する法律に改められたため、条例中に引用する法律の題名を改めるものであります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第33、議案第34号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第34号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書58ページ、議案資料98から100ページとなります。

本案は、東那須産業団地テニスコートにつきまして、大規模商業施設建設に伴い、体育施設の利用を廃止するため、那須塩原市体育施設条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎議案第35号～議案第41号の

上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第34、議案第35号 那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてから日程第40、議案第41号 那須塩原市農業委員会の農地部会等の委員の定数に関する条例の廃止についてまでの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第41号までの7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第35号から議案第41号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第35号 那須塩原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正及び議案第36号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。

議案書59ページから62ページ、議案資料101ページから104ページとなります。

これら2件につきましては、平成20年4月から老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が開始されるため、条例中に規定する医療保険各法に高齢者の医療の確保に関する法律を加え、老人保健法に関連する内容を削るものであります。

次に、議案第37号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

議案書63ページから64ページ、議案資料105ページから107ページとなります。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険被保険者の自己負担割合、葬祭費の支給額を変更し、退職者医療制度の廃止に伴い、被用者保険等保険者の代表委員の定数の規定を削減するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第38号 那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について申し上げます。

議案書65ページから66ページ、議案資料108ページから109ページとなります。

本案は、平成16年度及び平成17年度の税制改正の影響による介護保険の保険料が大幅に上昇するものについて、平成18年度及び平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても

講ずることとした政令が交付されたことに伴い、本市としても平成20年度の保険料について、平成19年度と同様に激変緩和措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号 那須塩原市有墓地条例の一部改正について申し上げます。

議案書67ページから68ページ、議案資料110ページとなります。

本案は、本年度造成工事を実施いたしました赤田霊園につきまして、平成20年度から供用を開始したいので、名称、使用料及び管理料を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

墓地の名称につきましては、新設墓地を赤田霊園2号墓地とし、既設の赤田霊園を赤田霊園1号墓地に改めます。赤田霊園2号墓地は、敷地面積が5,649㎡、5㎡の区画を432区画造成したほか、大型車2台を含め28台分の駐車場を整備いたしました。

次に、議案第40号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について申し上げます。

議案書69から71ページ、議案資料は111ページから115ページとなります。

本案は、公営住宅における暴力団員によるさまざまな不法行為等が全国的に多数発生している中、市営住宅住民の生活の安全と平穩の確保、公営住宅制度への信頼の確保のために、暴力団員の市営住宅の使用を制限することにより、市営住宅から暴力団員を排除するためのものであります。

次に、議案第41号 那須塩原市農業委員会の農地部会等の委員の定数に関する条例の廃止について申し上げます。

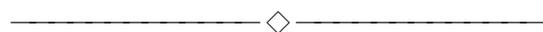
議案書72ページ、議案資料はございません。

現在、農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務について、同法第19条の規定に基づき、農地部会、農政部会を設置し、所掌事務を処理してお

ります。部会を設置した場合は、同法第22条の規定により、部会の決定が農業委員会の決定となるため、農地部会、農政部会のいずれの構成委員となるかにより農業委員の権限が異なります。このため、平成20年4月から部会制を廃止し、すべての所掌事務を総会において処理することを那須塩原市農業委員会第23回総会で決定したことにより、条例を廃止するものであります。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎議案第10号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第41、議案第10号 平成20年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第10号 平成20年度那須塩原市一般会計予算について提案の説明を申し上げます。

議案書13ページ、議案資料22から43ページであります。

まず、平成20年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方を申し上げます。

平成20年度は、第1次那須塩原市総合計画が2年目を迎え、部門計画に掲げた各種事業の具体的な対応が始まります。

また、（仮称）黒磯インターの開設に伴い、大型商業施設が進出するなど、那須塩原市の今後の飛躍に向けた年となるものです。

一方、地方財政の展望は引き続き厳しい見通し

であり、本市においても社会保障費等の伸びが見込まれる中、市税や地方交付税については横ばいあるいは前年度を下回ることが予想され、經常収支比率の上昇や地方債残高の増加が避けられない状況にあります。

持続可能な自治体運営を図る上で、財政健全化は喫緊の課題であり、平成20年度の予算編成においても財源に余裕があるものではなく、これまでの事業のあり方を見直し、あれもこれもから、あれかこれかへの意識の変革と、さらなる効率化への努力が求められるところであります。

このため、優先的に実施すべき事業をしっかりと選択し、必要な事業につきましては集中した財源を配分するなどの重点化が重要になるため、予算編成の基本となる事務事業のキーワードを「選択と集中」にしたところです。

具体的には、(仮称)黒磯インター整備関連事業や市街地再開発事業等が完了するほか、継続事業で、第二期ごみ処理施設、3・4・1本郷通り、西那須野地区まちづくり交付金事業の代表的なプロジェクトが総仕上げの段階に入っております。

また、平成19年度から一部に導入している枠配分方式をさらに拡大し、緊急度や実施熟度を考慮し、部みずからが優先順位をつけ事業の選択ができるような配慮をするとともに、職員がみずから汗をかき、意欲を持って取り組む「創意・工夫事業」について、今年度も実施をしていくものです。

なお、国・県においては、引き続き歳出削減の厳しい対応が見込まれるところでありますが、限りある財源を効果的、効率的に配分し、一層の知恵をもって積極的に自主財源の確保に努め、市民サービス、市民満足度の向上に寄与することを基本に予算編成を行ったものであります。

これらを踏まえ、平成20年度一般会計当初予算額は、平成19年度当初予算額と比べ、率で4.8%、

金額では20億8,000万円増の451億5,000万円であります。

この主な要因は、第二期ごみ処理施設整備事業関係で、前年度に比べ20億を超える負担金を計上したことによるものです。

これらの当初予算の詳細につきましては、平成20年度一般会計予算執行計画及び議案資料のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長(植木弘行君) 説明が終わりました。

◇

◎議案第11号～議案第17号の

上程、説明

○議長(植木弘行君) 次に、お諮りいたします。

日程第42、議案第11号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算から日程第48、議案第17号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算までの7件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第17号までの7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長(君島 寛君) 議案第11号から議案第17号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第11号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

議案書14ページ、議案資料44から45ページになります。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根本を担う制度として極めて大きな役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の増進に大きく寄与してきたところでもあります。

しかしながら、国民健康保険の置かれている現状は、高齢化の進展や疾病構造の変化、さらに医療技術の高度化等により、医療給付費は増加しているにもかかわらず、低所得者の増加による国保税の収納率の低下などの課題を構造的に抱えています。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の開始、退職者医療制度の廃止及び特定健診特定保健指導の保険者に対する実施の義務化など、大幅な制度改正が行われる年であり、これらを勘案して編成したものであります。

歳入については、1款国民健康保険税に42億5,340万3,000円を計上いたしました。

次に、3款国庫支出金は、32億193万6,000円を計上いたします。

また、4款療養給付費等交付金には、平成20年度から退職者保険制度が原則廃止され、経過措置として65歳未満の退職被保険者のみとなるため、前年度比72.8%減の6億2,046万4,000円を計上いたしました。平成20年度から新たに加えられた費目であります。

5款前期高齢者交付金には、12億3,177万1,000円を計上しました。これは、退職者医療制度の廃止により、65歳以上74歳未満の方々は国民健康保険の一般被保険者となりますが、これでは国保の負担が大幅に増加してしまいますので、前期高齢者の加入率によって各保険間での財政負担の均衡を保つため交付されるものであります。

6款県支出金は、前年度に比べ8.4%増の5億1,182万2,000円を計上いたします。

このほか、7款共同事業交付金に12億7,735万

円を計上いたします。また、9款繰入金には、一般会計繰り入れ7億161万4,000円及び財政調整基金繰り入れ5億9,578万9,000円など、合計13億1,439万円を計上いたしました。

一方、歳出につきましては、予算総額の62.5%を占める2款保険給付費に、前年度比で7.1%増の77億8,624万5,000円を計上いたします。

また、平成20年度からの後期高齢者医療制度に対する支援金として、3款後期高齢者支援金等に15億6,176万6,000円を計上いたしました。

5款老人保健拠出金は、平成20年度から老人保健制度が廃止されますが、平成20年3月診療分の老人医療費は老人保健対象となり、平成20年度の支出となることから、前年度に比べ大幅に減額し、1億7,016万3,000円を計上しました。

ほかに主なものといたしまして、6款介護納付金には7億9,222万円を、7款共同事業拠出金には15億9,191万3,000円、また、8款保健事業費には、新たな特定健診特定保健指導事業の費用の増加により、1億1,896万円を計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は、対前年度比0.3%減の124億4,781万円となります。

以上、平成20年度当初予算は、収納率の向上を初めとする財源の確保はもとより、医療費の適正化の推進など歳出の抑制にも努めてまいります。

次に、議案第12号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計予算について申し上げます。

議案書15ページ、議案資料は46ページとなります。

平成20年度は、老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わり、その運営は栃木県後期高齢者医療広域連合となるため、平成20年度の老人保健特別会計については、平成20年3月診療分と、年度おくれの請求による医療費の給付のみの予算計上となります。したがって、前年度予算に比べ、

89.6%減の予算となりました。

歳入の主なものとして、1款支払基金交付金に3億2,823万円、2款国庫支出金に2億1,737万1,000円、3款県支出金に5,426万7,000円、また、4款繰入金に1億6,425万2,000円を計上します。

歳出については、1款総務費に1億6,488万円を、2款医療諸費に6億5,383万4,000円を計上します。

これにより予算総額は、歳入歳出それぞれ7億6,382万5,000円となります。

次に、議案第13号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書は16ページ、議案資料は47ページとなります。

平成20年度は、老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が運用を開始されます。基本的な制度運営は栃木県後期高齢者医療広域連合となりますが、市の事務として後期高齢者医療保険料の徴収と各種申請等の受け付け等の窓口事務を行うこととなります。

歳入の主なものとして、1款後期高齢者医療保険料に6億584万8,000円を、2款繰入金に1億1,440万5,000円を計上いたします。

歳出については、1款総務費に1,990万7,000円を、2款後期高齢者医療広域連合納付金に6億9,935万円を計上いたします。

これにより予算総額は、歳入歳出それぞれ7億2,026万円となります。

次に、議案第14号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

議案書17ページ、議案資料は48ページとなります。

介護保険特別会計は、第3期介護保険事業計画の最終年に当たり、計画の着実な実現に向けて、円滑で安定した事業運営を行うための予算を計上

するものであります。

歳入の主なものは、1款保険料に65歳以上の高齢者からの第1号被保険者保険料として9億4,445万7,000円を計上し、4款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で14億2,968万2,000円を計上し、そのほか公費負担分として、3款国庫支出金に10億5,260万6,000円を計上するほか、5款県支出金に6億9,174万7,000円、7款繰入金には、介護給付費及び事務費に対する一般会計からの繰り入れ分など7億5,405万1,000円を計上するものです。

一方の歳出は、1款総務費に、職員人件費や保険料賦課徴収費、要介護認定に要する費用及び第4期介護保険事業計画の策定に要する経費などで1億5,393万6,000円を計上し、2款保険給付費には、住みなれた地域の小規模な施設において多様なサービスが受けられる地域密着型サービスや、軽度者を対象とする介護予防サービスなどの給付費を加えて、45億5,866万5,000円を計上、3款地域支援事業費は、要介護、要支援となるおそれのある高齢者を対象に、市が独自に実施する介護予防事業、包括的支援事業、高齢者在宅生活安心確保事業を初め、地域の高齢者のさまざまな相談に対応し、総合的に支援する地域包括支援センターの運営及び生活機能評価の実施に要する経費などで、1億3,878万3,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額は歳入歳出それぞれ前年度比較で1億1,001万円増の48億7,359万3,000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

議案書18ページ、議案資料は50ページから52ページとなります。

下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出とも55億4,023万5,000円であり、平成19年度当初予

算計上額33億5,107万4,000円に比較し、21億8,916万1,000円、率にして65%の増となるものです。

歳入は、7款市債で、繰上償還に伴う借り入れにより22億2,010万円増の26億3,690万円を計上し、1款分担金及び負担金では、汚水整備縮減により受益者負担金賦課面積が減るため、平成19年度より1,086万7,000円減の3,493万6,000円とし、2款使用料及び手数料では、水洗化の増加等により1,750万3,000円増の8億6,608万9,000円を見込んでいます。

3款国庫支出金は、汚水整備では減るものの、浸水対策補助事業の増により、2,160万円増の1億9,775万円としています。

5款繰越金は昨年と同額とし、6款諸収入においては、他事業からの移設補償費を見込み471万7,000円増の572万1,000円とし、4款繰入金では、歳入歳出を同額とするよう、6,389万2,000円減の17億9,383万9,000円といたしました。

歳出は、4款公債費で、経営健全化のための高利率の公的資金元金の一括償還を行うため、23億1,460万7,000円増の42億6,058万5,000円を計上します。

1款下水道管理費においては、下水道課の統合等効率的な下水道運営を図り、一般管理費や水洗化促進費の削減、水処理センター費では、水処理センター維持管理について包括的に業務を委託し、経費削減を図ることにより、平成19年度より2,501万2,000円減の5億6,298万4,000円を計上いたしました。

2款下水道建設費は、汚水の整備では上厚崎、島方、下豊浦、三区町、西富山、石林、二つ室、接骨木等の面整備を重点に、雨水の整備では、西那須野地区市街地の浸水対策のため、下永田地内の幹線整備を進めますが、市単独事業の縮小によ

り、昨年度に比較し8,538万2,000円減の4億8,824万3,000円、3款流域下水道費については、汚泥資源化工場負担金が減額となったため、1,505万2,000円減の2億2,542万3,000円を計上しています。

5款予備費においては、昨年と同額といたしました。

那須塩原市総合計画に基づく実施計画に計上された事業の実施と事業の効率化を目指し、通年の下水道事業特別会計を編成したものであります。

次に、議案第16号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

議案書19ページ、議案資料53ページとなります。

平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億1,799万円を計上し、対前年度比では36%の増となります。

増額の主な理由としては、南赤田地区の国道400号整備に伴う污水管布設替工事費の計上によるものであります。

歳入では、1款分担金及び負担金に256万2,000円、2款使用料及び手数料に2,026万円、4款繰越金に20万円、5款諸収入に1,200万円をそれぞれ計上しておりますが、なお財源が不足することから、3款繰入金に一般会計から8,296万8,000円を計上し、繰り入れ額は、対前年度と比較し増となります。

一方、歳出の主な事業費では、1款管理費において業務手数料、業務委託料及び工事請負費等を南赤田地区、東部地区にそれぞれ計上し、対前年度比98.4%増の総額5,572万5,000円を計上するものであります。

また、2款公債費では、南赤田地区、東部地区それぞれの元金償還分及び利子償還分を計上し、対前年度比6.1%増の総額6,176万5,000円を計上するものであります。

次に、議案第17号 平成20年度那須塩原市土地
区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

議案書20ページ、議案資料は54ページとなりま
す。

平成20年度は、平成16年度から平成19年度まで
に借り入れた起債の償還を行うものであります。

歳入では、1款事業収入で保留地処分費7,912
万円、2款繰入金で一般会計からの繰入金871万
3,000円などを計上いたします。

歳出では、1款公債費で起債の元金償還分とし
て7,912万1,000円、利子償還分として871万4,000
円を計上いたします。

これらにより、予算総額は歳入歳出それぞれ
8,783万5,000円となります。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、
ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

◇

◎議案第18号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第49、議案第18
号 平成20年度那須塩原市公共用地先行取得事業
特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第18号 平成20年度

那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算に
ついて、提案のご説明を申し上げます。

議案書21ページ、議案資料55ページとなります。

平成20年度の歳出は、2款公債費に2,333万
2,000円を計上し、平成13年度に取得した保健福
祉施設用地及び平成14年度取得の市道松浦町稲村
線用地の償還元金と利子の支払いを行います。こ
の歳出に対する財源は、全額一般会計からの繰入
金となります。

このほか、歳入の事業収入と繰越金及び歳出の
公共用地先行取得事業費と予備費は、今後の事業
実施を考慮し、それぞれ科目存置としたものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第19号及び議案第20号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第50、議案第19号 平成20年度那須塩原市
温泉事業特別会計予算及び日程第51、議案第20
号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
の2件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第20号の2件を一
括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第19号及び議案第20
号につきまして、一括して提案のご説明を申し上げ
ます。

まず、議案第19号 平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計予算について申し上げます。

議案書22ページ、議案資料56ページとなります。

平成20年度那須塩原市温泉事業特別会計は、歳入歳出それぞれ9,938万4,000円を計上するもので、対前年度比では77%の増となります。

増額の主な理由は、上・中塩原温泉管理事業の給湯施設増設工事によるものであります。

歳出の主なものは、1款温泉事業管理費において、市営温泉事業、上・中塩原温泉管理事業の施設修繕料、業務委託料、光熱水費等で対前年度比7.1%減の総額4,238万4,000円を計上するものであります。

また、2款温泉事業建設費については、事業委託料、工事請負費に5,600万円を計上するものであります。

一方、歳入の主なものは、2款事業収入の4,975万4,000円、温泉施設整備基金からの繰入金3,907万円等で、対前年度比77%増の総額で9,938万4,000円を計上するものであります。

次に、議案第20号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計予算について申し上げます。

議案書23ページ、議案資料57ページとなります。

本会計は、赤田霊園の供用開始とあわせ、塩原温泉さくら公園墓地の利用促進を図るため、墓地の適正な管理を行うための経費を計上するものであります。

歳入につきましては、事業収入として、墓地使用料2,820万円、管理手数料125万円、一般会計からの繰入金2,086万2,000円、繰越金として10万1,000円などを計上いたしました。墓地使用料につきましては、赤田霊園の供用開始に伴い、前年度と比較し大幅な増額になっております。

歳出の主なものは、墓地管理に係る事業費が342万6,000円、公債費の元金償還金4,500万2,000

円、利子償還金が158万6,000円、予備費として40万円を計上しました。

公債費につきましては、平成19年度に借り入れた赤田霊園の造成費に係る市債につきまして、墓地使用料収入をもって繰上償還を予定しているため、前年度と比較し大幅な増額となっております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5,041万4,000円となります。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



◎議案第21号及び議案第22号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第52、議案第21号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算及び日程第53、議案第22号 平成20年度那須塩原市水道事業会計予算の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第21号及び議案第22号につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、議案第21号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

議案書24ページ、議案資料58ページであります。

平成20年度の歳入につきましては、過去の実績等を勘案いたしまして、年間の有収水量を38万8,552㎥とし、料金収入等で3,832万2,000円を計上したほか、財産収入において板室温泉及び西塩簡易水道事業基金利子23万円、繰入金において板室温泉及び西塩簡易水道事業基金繰入金並びに板室本村及び西塩簡易水道事業一般会計繰入金で2,554万9,000円、配水管布設がえ及び舗装復旧に伴う施設整備の起債として1億420万円、分担金及び負担金、諸収入等を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、水道事業費、職員給与費、徴収事務費、施設管理費及び施設整備費で1億4,983万4,000円を計上し、そのほか、板室本村及び西塩簡易水道事業基金積立金を23万円、板室本村及び西塩簡易水道事業の元金、利子償還金で公債費を1,645万3,000円、予備費180万円を計上いたしております。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,831万7,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成20年度那須塩原市水道事業会計予算について申し上げます。

議案書25ページ、議案資料59から62ページです。

地方公営企業法では、その年度の目標として、業務の予定量並びにそれに関する収入及び支出の大綱を定めるよう規定しております。

平成20年度においては、その業務量を、給水戸数4万4,300戸、年間総給水量1,270万3,000㎥、1日平均給水量3万4,803㎥、主な建設改良事業20億2,595万円と定め、予算を編成したものであります。

収益的収入につきましては、営業収益の主なものとして、給水収益23億6,577万1,000円並びに水道加入金5,189万4,000円、消火栓維持管理費負担金1,006万円等の収益を計上し、営業外収益の主なものとしては、下水道使用料賦課徴収事務受託

料等の雑収益3,429万2,000円で、収入合計24億9,895万4,000円を計上いたします。

一方、支出においては、営業費用の主なものとして、職員給与費2億443万8,000円、北那須水道受水費6億107万2,000円、上下水道料金関係事務業務委託料8,827万8,000円、漏水調査業務委託料4,100万円、浄水施設等の修繕費として4,148万3,000円、配水管等の漏水修繕費7,900万円、施設維持管理業務等の委託料1億5,785万8,000円であります。ほかに減価償却費5億9,160万7,000円を計上し、また、営業外費用としては、企業債支払利息等2億7,411万9,000円を計上し、収益的支出の総額を23億6,735万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、老朽管更新事業等及び公的資金補償金免除繰上償還の民間等資金借入で、企業債として14億3,840万円のほか、工事負担金5億515万2,000円、国庫補助金1億5,000万2,000円を計上し、資本的収入の総額を21億2,584万5,000円といたします。

支出につきましては、建設改良費として、浄水設備費2億9,875万1,000円、配水設備拡張費19億4,286万3,000円、量水器費として336万4,000円、企業債元金及び繰上償還による借換債元金の償還で企業債償還金8億8,134万8,000円を計上し、資本的支出の総額を31億3,465万4,000円とするものであります。

支出に対して収入が不足する額10億880万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、積立金により補てんいたします。

厳しい財政状況であります。公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安全供給並びに事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、

ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第42号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第54、議案第42号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第42号 訴えの提起について、提案の説明を申し上げます。

議案書73ページ、議案資料116ページです。

本案は、平成15年10月から平成16年12月までの2年度の14カ月間にわたり、浄化槽設置及び申請に係る合計32件分の書類等を偽装並びに行使して、浄化槽設置補助金総額1,284万9,000円を詐取した元職員に対しての賠償を求めて、宇都宮地方裁判所大田原支部に対し訴えを提起するものであります。

その損害賠償を求める訴訟により、社会的公正、法秩序の維持を図っていきたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第43号及び議案第45号並びに議案第46号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第55、議案第43号 那須塩原市から大田原

公共下水道への区域外流入について及び日程第56、議案第45号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について並びに日程第57、議案第46号 市道路線の認定についての3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び議案第45号並びに議案第46号の3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第43号、議案第45号及び議案第46号までの3件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第43号 那須塩原市から大田原公共下水道への区域外流入について申し上げます。

議案書74ページ、議案資料は117となります。

本案は、大田原市と本市西那須野地区との行政界にある市道N726号線に大田原市の公共下水道が整備されているため、当該市道に隣接する本市土地所有者1名から、住宅の建設に当たり大田原市の公共下水道を利用したい旨の要望が提出されました。本件については、地方自治法の規定により大田原市との協議が必要であるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

議案書78ページ、議案資料118ページとなります。

地方自治法の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者に対する保健事業に要する経費の一部を構成する市町が負担することに関し、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することを関係地方公共団体と協議することについて、同法の規定により議会の議決を求

めるものであります。

議案第46号について説明申し上げます。

那須塩原市市道路線の認定について申し上げます。

議案書79ページ、議案資料119ページから123ページとなります。

本案は、5路線を認定したく、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定いたします路線の内容は、市道の整備に伴い認定する路線が1路線、那須塩原市土地開発指導要綱に基づく開発道路を受け入れた道路が4路線であります。

この結果、市道の総延長は1,237.2km、市道路線数は2,385路線となります。

以上3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分